

## 工学部学生慶弔内規

第1条 工学部後援会は、この内規の定めるところにより工学部学生の慶弔に際し、その意を表する。

第2条 慶弔の基準は、次のとおりとする。

(1) 死亡の場合

弔慰金 30,000円及び弔花又は弔花料

(2) 傷病の場合

1か月以上入院加療した者に対し

見舞金 10,000円

ただし、医師の診断書（写）を必要とする。

(3) 罹災の場合

火災、風水害、地震等のため現に居住する建物を失った者に対し

見舞金 20,000円

第3条 前条に規定するもののほか特別の事情が生じたときは、その都度、会長が定める。

### 附 則

この内規は、昭和49年4月10日から施行する。

この内規は、昭和58年6月30日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

この内規は、平成6年4月8日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

この内規は、平成21年4月6日から施行し、平成21年4月1日から適用する。